令和 4 年度山梨県一般会計予算

令和4年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 546,744,474 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1	
α	3
a	7
- 1	

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(単位千円)

款		項 金	額
1 県	税		98,484,506
		1 県 民 税	33,530,150
		2 事 業 税	27,563,650
		3 地 方 消 費 税	12,858,250
		4 不動産取得税	1,854,600
		5 県 た ば こ 税	978,200
		6 ゴルフ場利用税	730,700
		7 軽 油 引 取 税	6,900,650
		8 自 動 車 税	14,056,650
		9 鉱 区 税	150
		10 固 定 資 産 税	2
		11 狩 猟 税	11,500

	12 旧法による税	4
2 地方消費税清算金		40,107,009
	1 地方消費税清算金	40,107,009
3 地 方 譲 与 税		15,403,034
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	13,905,000
	2 地方揮発油讓与税	1,281,000
	3 石油ガス譲与税	69,000
	4 自動車重量譲与税	86,000
	5 地方道路讓与税	1
	6 森林環境譲与税	62,033
4 地方特例交付金		518,001
	1 地方特例交付金	518,000
	2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補塡特別交付金	1
5 地 方 交 付 税		135,246,000

	1 地 方 交 付 税	135,246,000
6 交通安全対策 6 特別交付金		258,000
	1 交 通 安 全 対 策 1 特 別 交 付 金	258,000
7 分担金及び負担金		1,841,873
	1 負 担 金	1,841,873
8 使用料及び手数料		7,201,456
	1 使 用 料	5,609,373
	2 手 数 料	1,592,083
9 国 庫 支 出 金		94,041,353
	1 国 庫 負 担 金	21,648,169
	2 国 庫 補 助 金	71,028,323
	3 国 庫 委 託 金	1,364,861
10 財 産 収 入		502,626
01 🖽	1 財産運用収入	283,099

			2 財産売払収入	219,527
 11 寄 	附	金		148,710
			1 寄 附 金	148,710
12 繰	入	金		13,830,533
			1 特別会計繰入金	820,178
			2 基 金 繰 入 金	13,010,355
13 繰	越	金		1
			1 繰 越 金	1
14 諸	収	入		91,378,372
			1 延滞金、加算金及び 1 過 料 等	122,936
			2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入	26,456
			3 貸付金等償還金	84,534,633
			4 受託事業収入	2,419,966
			5 収益事業収入	2,424,609

10	Υ.	2
	ı	

		6 雑	入	1,849,772
15 県	債			47,783,000
		1 県	債	47,783,000
歳	入	合	計	546,744,474

	款			項		金	額
1 議	会	費					1,021,228
			1 請	É 会	費		1,021,228
2 総	務	費					35,582,742
			1 糸	& 務 管	理費		16,964,240
			2 1) 画	費		10,144,409
			3 省	放 税	費		3,784,771
			4 ₸	可 村 振	興 費		1,904,190
			5 违	選 挙	費		1,129,475
			6 B	5 災	費		1,076,166
			7 糸	だ 計 調	査 費		291,151
			8)	、事 委 員	会 費		130,389
			9	盖 查 委	員 費		157,951

3	民	生	費	64,565	,716
				1 社 会 福 祉 費 45,995	,580
				2 児 童 福 祉 費 17,330	,234
				3 生 活 保 護 費 1,111	.,025
				4 災 害 救 助 費 128	3,877
4	衛	生	費	50,243	,976
				1 公 衆 衛 生 費 37,718	,131
				2 環 境 衛 生 費 2,663	,124
				3 保 健 所 費 964	1,036
				4 医 薬 費 8,898	,685
5	労	働	費	1,827	,072
				1 労 政 費 276	5,020
				2 職 業 訓 練 費 1,322	,782
				3 労働力対策費 149	,269

第 21 号

				4 労	働 委 員 会	費	79,001
6	農	林 水 産	業費				24,387,388
				1 農	業水産業	費	5,621,915
				2 畜	産 業	費	1,164,639
				3 農	地	費	8,540,674
				4 林	業	費	9,060,160
7	商	エ	費				74,873,415
				1 商	工	費	73,554,958
				2 観	光	費	1,318,457
8	土	木	費				70,410,042
				1 土	木管理	費	2,782,372
				2 道	路橋りょう	費	34,613,162
				3 河	川砂防	費	14,902,383
				4 都	市計画	費	8,614,285

		5			宅		 費	9,497,840
								0,101,010
9 警	察							22,545,782
		1	警	察	管	理	費	19,967,038
		2	警	察	活	動	費	2,578,744
10 教	育 費							88,358,738
		1	教	育	総	務	費	15,086,886
		2	小	学		校	費	24,390,584
		3	中	学		校	費	14,344,530
		4	高	等	学	校	費	15,448,946
		5	特	別支	援	学权	· 費	7,570,870
		6	社	会	教	育	費	3,851,034
		7	保	健	体	育	費	800,212
		8	大		学		費	1,267,257
		9	私	学	振	興	費	5,598,419

第 21 号

11 災	害復	旧費		3,480,274
			1 農林水産施設災害 1 復 旧 費	786,636
			2 土木施設災害復旧費	2,693,638
12 公	債	費		71,585,512
			1 公 債 費	71,585,512
13 諸	支 出	4 金		37,362,589
			1 財政調整基金積立金	1,495
			2 自然保護基金積立金	50
			3 土地開発基金積立金	1,799
			4 公 共 施 設 整 備 等 事 業 基 金 積 立 金	7,034
			5 諸 費	37,352,211
14 予	備	費		500,000
			1 予 備 費	500,000
	歳	出	슴 計	546,744,474

- 62 -

第2表 繰越明許費

(単位千円)

	款	項		事	業	名		金	額
2	総 務 費	1 総務管理費	県有	財	産	管	理費		2,482,257
6	農林水産業費	1 農業水産業費	総合農業	技術セ	ンター	- 再整	備事業費		176,381

第3表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
国立大学法人山梨大学と感染症寄 設置について協定を締結すること。		令和5年度から 令和8年度まで				100,000 千円
甲府市の酒折駅バリアフリー化設 業に対し助成すること。	備整備事	令和4年度から 令和6年度まで				19,667 千円
令和4年度に銀行その他の金融機 梨県土地開発公社に貸付けた事業 務を保証すること。	資金の債	令和4年度から 令和5年度まで		6,228,614千円を (遅延利息を含む		けた場合の元利金 顔
リニアやまなしビジョン実証実験 事業について委託契約を締結する		令和4年度から 令和5年度まで				14,000 千円
企業等の最先端技術、新製品の第 (リニアやまなしビジョン実証実! ト事業)に対し助成すること。		令和4年度から 令和5年度まで				45,000 千円
自動車税納税通知書の印刷等につ 契約を締結すること。	いて委託	令和4年度から 令和5年度まで				8,737 千円
県議会議員選挙に係る選挙公報の ついて請負契約を締結すること。	印刷等に	令和4年度から 令和5年度まで				13,877 千円

財務会計システムの第4期統合サーバへの 移行について委託契約を締結すること。	令和4年度から 令和5年度まで	40,920 千円
統合宛名システムの更新及び保守について 委託契約を締結すること。	令和4年度から 令和7年度まで	69,737 千円
第4期統合サーバのサービス提供について 委託契約を締結すること。	令和5年度から 令和9年度まで	545,052 千円
令和4年度に医師修学資金及び医師研修資 金について貸与契約を締結すること。	令和5年度から 令和9年度まで	420,000 千円
令和4年度に医師海外留学資金について貸 与契約を締結すること。	令和5年度から 令和7年度まで	23,100 千円
令和4年度に看護職員修学資金について貸 付けを決定すること。	令和5年度から 令和7年度まで	120,564 千円
令和4年度に医療機関の短時間正規職員勤 務制度導入に伴う職員の雇用等に対し助成 すること。	令和5年度から 令和6年度まで	75,600 千円
令和4年度に銀行その他の金融機関が、公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和4年度から 令和5年度まで	439,953千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額

山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。

令和4年度から 令和21年度まで

金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業 家支援融資として総額1,500,000千円の範囲内で 融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模 企業サポート融資として総額4,000,000千円の範 囲内で融資した資金及び経営再生支援融資とし て総額500.000千円の範囲内で融資した資金につ いて、山梨県信用保証協会が債務の保証(事業 承継支援融資については、事業承継特別保証制 度要綱(20191217中庁第4号、令和元年12月25日 制定)第10項ただし書きによる料率が適用され たもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領 (20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定)第 14項(1)ただし書きによる料率が適用された ものに限る。)を行ったことによって生じた代 位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規 定により支払いを受けた保険金の額を控除した 額(責任共有制度により債務保証した場合に あっては、同条の規定により支払いを受けた保 険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、 経済変動対策融資に係るものについては75%以 内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号 又は災害関係保証を付したものについては20%以 内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保 証を付したものについては40%以内とする。)、

		起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって事業再生計画実施関連保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)に限る。)については25%以内とする。)
県内中小企業者の新技術、新製品の研究開 発事業(やまなしイノベーション創出事 業)に対し助成すること。	令和4年度から 令和5年度まで	40,000 千円
令和4年度にものづくり人材就業支援事業 に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成 を決定すること。	令和4年度から 令和14年度まで	43,796 千円

令和4年度に緊急離転職者訓練事業(介護 福祉士養成コース等)について委託契約を 締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	53,561 千円
南アルプスカモシカ保護地域特別調査について委託契約を締結すること。	令和 5 年度	13,902 千円
令和4年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。	令和4年度から 令和14年度まで	253,793千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。) に相当する額
令和 4 年度融資に係る農業近代化資金の利 子補給を行うこと。	令和5年度から 令和24年度まで	融資限度額 1,000,000千円の利率年 1.85%以内
令和 4 年度融資に係る農業災害対策資金の 利子補助を行うこと。	令和5年度から 令和14年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.0%以内
令和4年度融資に係る農村住宅資金の利子 補給を行うこと。	令和5年度から 令和19年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内
令和 4 年度融資に係る農業経営改善資金の 利子補給を行うこと。	令和5年度から 令和14年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.75%以内

	,	
令和 4 年度融資に係る中山間地域活性化資 金の利子補給を行うこと。	令和5年度から 令和29年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.8%以内
令和 4 年度融資に係る農業経営負担軽減支 援資金の利子補給を行うこと。	令和5年度から 令和19年度まで	融資限度額 100,000千円の利率年 1.95%以内
令和 4 年度融資に係る大家畜特別支援資金 の利子補給を行うこと。	令和5年度から 令和19年度まで	融資限度額 18,000千円の利率年 0.26%以内
令和 4 年度融資に係る畜産経営体質強化支 援資金の利子補給を行うこと。	令和5年度から 令和29年度まで	融資限度額 256,000千円の利率年 0.24%以内
令和 4 年度融資に係る家畜疾病経営維持資 金の利子補給を行うこと。	令和5年度から 令和11年度まで	融資限度額 320,000千円の利率年 0.53%以内
令和4年度に銀行その他の金融機関が、山 梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金につ いて損失を受けた場合、その損失を補償す ること。	令和4年度から 令和13年度まで	6,986,516千円を限度として貸付けた場合の元利金 (遅延利息を含む。)に相当する額
一般国道140号道路改良工事1工区(笛吹 市)について用地取得及び物件移転補償契 約を締結すること。	令和5年度	60,000 千円
一般国道140号道路改良工事2工区(笛吹 市)について用地取得及び物件移転補償契 約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円

第 21 号

一般国道140号道路改良工事3工区(笛吹 市)について用地取得及び物件移転補償契 約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
一般国道140号道路改良工事4工区(笛吹市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	2,000,000 千円
一般国道411号道路改良工事(甲府市)に ついて用地取得及び物件移転補償契約を締 結すること。	令和5年度	250,000 千円
一般国道139号道路改良工事(大月市)に ついて請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般国道139号上和田 2 号トンネル(仮称) 新設工事 2 工区(大月市)について請負契 約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	1,150,000 千円
一般国道140号道路改良工事(南アルプス 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般国道300号道路改良工事(南巨摩郡身 延町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	330,000 千円
一般国道411号道路改良工事1工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円

一般国道411号道路改良工事 2 工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一般国道411号道路改良工事3工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般国道411号道路改良工事 4 工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般国道411号舗装工事(甲州市)につい て請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般国道413号道路改良工事1工区(南都 留郡道志村)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	100,000 千円
一般国道413号道路改良工事 2 工区(南都 留郡道志村)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	120,000 千円
一般国道413号道志 1 号トンネル(仮称) 新設工事 2 工区(南都留郡道志村)につい て請負契約を締結すること。	令和5年度	400,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線道路改良工事(甲 府市)について用地取得及び物件移転補償 契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円

主要地方道富士川身延線舗装工事(南巨摩 郡南部町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線道路改良 工事(南アルプス市)について請負契約を 締結すること。	令和5年度	100,000 千円
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事 (北杜市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道茅野北杜韮崎線道路改良工事 2 工区(韮崎市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	200,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事1工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事2工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	300,000 千円
主要地方道甲斐早川線早川芦安連絡道路トンネル(仮称)新設工事(南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	2,500,000 千円

主要地方道河口湖精進線道路改良工事1工 区(南都留郡富士河口湖町)について請負 契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道河口湖精進線道路改良工事2工 区(南都留郡富士河口湖町)について請負 契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道韮崎増富線江草大渡トンネル (仮称)新設工事(北杜市)について請負 契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
主要地方道韮崎昇仙峡線道路改良工事(韮崎市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	60,000 千円
主要地方道甲府山梨線道路改良工事(山梨 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円
主要地方道笛吹市川三郷線道路改良工事 (西八代郡市川三郷町) について請負契約 を締結すること。	令和 5 年度	350,000 千円
主要地方道甲斐早川線道路改良工事(南巨 摩郡早川町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	500,000 千円

一般県道天神平甲府線三光寺山トンネル (仮称)新設工事(甲府市)について請負 契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	1,200,000 千円
一般県道休息山梨線道路改良工事(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般県道梁川猿橋線道路改良工事(大月 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般県道甘利山公園線道路改良工事(韮崎 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
一般県道富士河口湖富士線樹海台駐車場拡幅工事(南都留郡鳴沢村)について請負契 約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般県道富士河口湖富士線道路改良工事 (南都留郡鳴沢村) について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般県道大野夏狩線道路改良工事(都留 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般県道富士吉田西桂線道路改良工事(南 都留郡西桂町)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	100,000 千円

一般国道140号落合 1 号橋(仮称)下部工事 (甲府市)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	50,000 千円
一般国道140号落合 1 号橋 (仮称) 上部工事 (甲府市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度から 令和6年度まで	650,000 千円
一般国道140号落合 2 号橋(仮称)上部工事 (甲府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	700,000 千円
一般国道140号落合 3 号橋(仮称)上部工事 (甲府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	700,000 千円
一般国道140号落合 4 号橋(仮称)下部工事 2 工区(甲府市)について請負契約を締結 すること。	令和5年度から 令和6年度まで	450,000 千円
一般国道140号落合 5 号橋 (仮称) 下部工事 (甲府市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度から 令和6年度まで	450,000 千円
一般国道140号落合 6 号橋(仮称)上部工事 (甲府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	800,000 千円

第 21 号

一般国道140号渋川第一橋(仮称)下部工事2工区(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	700,000 千円
一般国道140号渋川第一橋(仮称)下部工 事3工区(甲府市)について請負契約を締 結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	500,000 千円
一般国道139号上和田 1 号橋(仮称)下部工事(大月市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	250,000 千円
一般国道411号落滝橋(仮称)上部工事 (北都留郡丹波山村)について請負契約を 締結すること。	令和5年度	300,000 千円
一般国道413号子ッ沢橋(仮称)下部工事 (南都留郡道志村)について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	300,000 千円
主要地方道市川三郷富士川線富士橋上部工 事2工区(南巨摩郡富士川町)について請 負契約を締結すること。	令和 5 年度	250,000 千円
主要地方道甲府昇仙峡線櫻橋下部工事(甲 府市、甲斐市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	100,000 千円

主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋上部工 事(甲府市、甲斐市)について請負契約を 締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	400,000 千円
主要地方道北杜富士見線松木沢川橋下部工 事(北杜市)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	50,000 千円
一般県道中下条甲府線長松寺橋下部工事 (甲府市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	200,000 千円
一般県道横手日野春停車場線駒城橋下部工 事(北杜市)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	250,000 千円
一般県道天神平甲府線西川橋(仮称)新設 工事(甲府市)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	150,000 千円
一般県道休息山梨線清水橋旧橋撤去工事 (甲州市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	50,000 千円
一般県道梁川猿橋線太田 2 号橋(仮称)上 部工事(大月市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	100,000 千円

一般国道137号道路改良工事1工区(笛吹市)の設計業務について委託契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
一般国道137号道路改良工事 2 工区(笛吹市)の設計業務について委託契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
一般国道141号電線共同溝工事(韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	80,000 千円
一般国道141号電線共同溝工事(北杜市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
一般国道358号右左口トンネル補修工事 (甲府市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	150,000 千円
一般国道139号電線共同溝工事1工区(富士 吉田市)について物件移転補償契約を締結 すること。	令和5年度	60,000 千円
一般国道139号電線共同溝工事 2 工区 (富士 吉田市) について物件移転補償契約を締結 すること。	令和5年度	30,000 千円

一般国道139号電線共同溝工事(富士吉田 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	70,000 千円
一般国道140号道路改良工事(笛吹市)に ついて請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円
一般国道140号道路改良工事(笛吹市)に ついて物件移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	36,000 千円
一般国道358号災害防除工事(甲府市)に ついて請負契約を締結すること。	令和5年度	70,000 千円
主要地方道甲府市川三郷線電線共同溝工事 (中巨摩郡昭和町) について請負契約を締 結すること。	令和5年度	80,000 千円
主要地方道甲府韮崎線電線共同溝工事(甲 府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	80,000 千円
主要地方道上野原丹波山線災害防除工事 (上野原市) について請負契約を締結する こと。	令和5年度	50,000 千円
主要地方道韮崎増富線塩川トンネル非常用 設備修繕工事(北杜市)について請負契約 を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円

第 21 号

	_	
主要地方道甲府市川三郷線歩道新設工事 (中巨摩郡昭和町)について物件移転補償 契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
主要地方道都留道志線歩道新設工事(都留 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道甲斐中央線交差点改良工事(甲 斐市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線歩道新設工事 (甲府市) について物件移転補償契約を締 結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道甲府山梨線災害防除工事(山梨 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
主要地方道南アルプス公園線災害防除工事 (南巨摩郡早川町)について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
一般県道塩平窪平線災害防除工事(山梨市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	90,000 千円
一般県道大菩薩初鹿野線災害防除工事(甲 州市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円

一般県道柳平塩山線災害防除工事(山梨 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
一般県道新田松留線道路改良工事(上野原 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一般県道甘利山公園線災害防除工事(韮崎 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般国道140号西沢大橋補修工事(山梨市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般国道140号白沢橋補修工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
一般国道140号円川二之橋補修工事(山梨 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
一般国道140号円川橋補修工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
一般国道140号新滝戸川橋補修工事(中央 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一般国道300号小淵沢橋補修工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円

		_
一般国道358号山葵沢橋補修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
一般国道358号芦川大橋補修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一般国道358号山の神橋補修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一般国道358号五十五橋補修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円
一般国道411号大日影橋補修工事(甲州市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円
一般国道140号無名1号橋補修工事(山梨市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円
主要地方道北杜富士見線東沢橋補修工事(北杜市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線八幡沢川 橋補修工事(韮崎市)について請負契約を 締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円

主要地方道韮崎南アルプス中央線御勅使上 橋補修工事(韮崎市)について請負契約を 締結すること。	令和5年度	40,000 千円
主要地方道韮崎南アルプス中央線豊積橋補 修工事(中央市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	200,000 千円
主要地方道甲府山梨線甲府跨線橋補修工事 1工区(甲府市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	50,000 千円
主要地方道甲府山梨線甲府跨線橋補修工事 2工区(甲府市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	50,000 千円
主要地方道上野原あきる野線鏡渡橋補修工 事(上野原市)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	70,000 千円
主要地方道白井甲州線氷川橋補修工事(甲 州市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
主要地方道白井甲州線西広門田橋補修工事 (甲州市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	50,000 千円

第 21 号

0	_	
2	Ξ	
1	=	_
•		
	1	

主要地方道四日市場上野原線落合橋補修工 事(都留市)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	30,000 千円
主要地方道甲府韮崎線水道橋補修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
主要地方道甲府韮崎線貢川橋補修工事(甲 斐市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円
主要地方道甲府韮崎線東川橋補修工事(甲 斐市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
主要地方道甲府韮崎線六反川橋補修工事 (甲斐市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	50,000 千円
主要地方道白井甲州線堀川橋補修工事(笛 吹市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
主要地方道白井甲州線神輿橋補修工事(笛 吹市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円
一般県道川窪猪狩線高町沢橋補修工事(甲 府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円

一般県道三日市場南線亀甲橋補修工事(山 梨市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事(笛吹 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般県道万力小屋敷線根津橋補修工事(山 梨市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一般県道石和温泉停車場線鵜飼橋補修工事 (笛吹市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	100,000 千円
一般県道割子切石線三沢橋補修工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	50,000 千円
一般県道下部飯富線飯富橋補修工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	200,000 千円
一般県道山保久那土線道店橋補修工事(南 巨摩郡身延町)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	30,000 千円
一般県道湯之奥上之平線神泉橋補修工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	20,000 千円

一般県道湯之奥上之平線神泉橋歩道橋補修 工事(南巨摩郡身延町)について請負契約 を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円
一般県道折門古関線大森橋補修工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	30,000 千円
一般県道折門古関線栄橋補修工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
一般県道甲斐常葉停車場線常葉橋補修工事 (南巨摩郡身延町)について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
一般県道遅沢静川線大陸橋補修工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	40,000 千円
一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事 (大月市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	300,000 千円
一般県道金山大月線昭和橋補修工事(大月 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	350,000 千円

一般県道清里須玉線大滝橋補修工事(北杜 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円
一般県道原浅尾韮崎線御塚橋補修工事(北 杜市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円
一般県道日野春停車場線富岡橋補修工事 (北杜市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	70,000 千円
一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修 工事(南都留郡富士河口湖町)について請 負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一般県道井出停車場線富栄橋補修工事(南 巨摩郡南部町)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	60,000 千円
一般県道甲府精進湖線三両橋補修工事(甲 府市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円
路面清掃業務について委託契約を締結すること。	令和5年度から 令和6年度まで	505,164 千円
一級河川芦川基幹河川改修工事 2 工区(西 八代郡市川三郷町)について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	100,000 千円

一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区 (中央市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	150,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事2工区 (中央市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	150,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事3工区 (中央市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	150,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事4工区 (中央市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	300,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事5工区 (中央市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	150,000 千円
一級河川鎌田川基幹河川改修工事6工区 (中央市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川濁川基幹河川改修工事(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	100,000 千円

一級河川濁川基幹河川改修工事1工区(甲 府市)について用地取得及び物件移転補償 契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川濁川基幹河川改修工事2工区(甲 府市)について用地取得及び物件移転補償 契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川渋川基幹河川改修工事(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	67,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事1工区 (笛吹市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	30,000 千円
一級河川平等川基幹河川改修工事 2 工区 (笛吹市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	60,000 千円
一級河川八糸川改修工事(南アルプス市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	80,000 千円
一級河川浅利川改修工事(中央市)につい て請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川高倉川改修工事(甲府市)につい て請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円

一級河川高倉川改修工事1工区(甲府市) について用地取得及び物件移転補償契約を	令和 5 年度	100,000 千円
#結すること。 		
一級河川高倉川改修工事2工区(甲府市) について用地取得及び物件移転補償契約を 締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
一級河川境川改修工事(笛吹市)について 請負契約を締結すること。	令和5年度	70,000 千円
一級河川狐川改修工事(笛吹市)について 請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一級河川古川改修工事(韮崎市)について 請負契約を締結すること。	令和 5 年度	130,000 千円
一級河川朝日川改修工事1工区(都留市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	70,000 千円
一級河川朝日川改修工事2工区(都留市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	80,000 千円
一級河川入山川改修工事(富士吉田市)に ついて請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
一級河川湯川改修工事(甲府市)について 請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円

一級河川鎌田川改修工事1工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事2工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事3工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川鎌田川改修工事4工区(甲府市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	100,000 千円
一級河川貢川改修工事(甲斐市)について 請負契約を締結すること。	令和 5 年度	74,000 千円
一級河川寺川改修工事1工区(南都留郡富 士河口湖町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	50,000 千円
一級河川寺川改修工事 2 工区(南都留郡富 士河口湖町)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	50,000 千円
深城ダム観測・警報局設備改良工事(大月 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	150,000 千円
富士川水系谷津川通常砂防工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円

富士川水系竪沢川通常砂防工事(韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事1工区 (南アルプス市) について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	40,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事2工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事3工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	40,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事4工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	40,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事5工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	30,000 千円
富士川水系御勅使川通常砂防工事6工区 (南アルプス市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	10,000 千円

富士川水系押越沢通常砂防工事(南アルプス市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系大和川通常砂防工事(南アルプス市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系漆川通常砂防工事(南アルプス 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円
富士川水系戸倉川通常砂防工事(笛吹市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円
富士川水系狐川通常砂防工事(笛吹市)に ついて請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事1工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事2工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
富士川水系日川通常砂防工事 3 工区(甲州 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系天狗沢通常砂防工事(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円

		,
富士川水系中の入沢通常砂防工事1工区 (甲州市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	40,000 千円
富士川水系中の入沢通常砂防工事2工区 (甲州市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系上野沢通常砂防工事(西八代郡市川三郷町)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系下部川通常砂防工事1工区(南 巨摩郡身延町)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	20,000 千円
富士川水系下部川通常砂防工事2工区(南 巨摩郡身延町)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	20,000 千円
富士川水系雨河内川通常砂防工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系大草伝水沢通常砂防工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	10,000 千円

富士川水系入の沢通常砂防工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系大津賀沢通常砂防工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
富士川水系下天神沢川通常砂防工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系押手沢川通常砂防工事(南巨摩郡身延町)について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系湯沢川通常砂防工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	30,000 千円
富士川水系中沢川通常砂防工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度から 令和6年度まで	200,000 千円
富士川水系身延川通常砂防工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	30,000 千円

富士川水系南俣川通常砂防工事(南巨摩郡 南部町)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系戸樋の沢川通常砂防工事(南巨 摩郡南部町)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	20,000 千円
富士川水系鯨野川通常砂防工事(南巨摩郡 南部町)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	20,000 千円
富士川水系竹の沢川通常砂防工事(南巨摩郡南部町)について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系向田川通常砂防工事(南巨摩郡 南部町)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系利根川通常砂防工事1工区(南 巨摩郡富士川町)について請負契約を締結 すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系利根川通常砂防工事 2 工区(南 巨摩郡富士川町)について請負契約を締結 すること。	令和5年度	20,000 千円

富士川水系東沢通常砂防工事(南巨摩郡富 士川町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系国見沢通常砂防工事(南巨摩郡 富士川町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	30,000 千円
相模川水系矢名沢通常砂防工事(都留市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	10,000 千円
相模川水系幕沢通常砂防工事(都留市)に ついて請負契約を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円
相模川水系糠蒔沢通常砂防工事(都留市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
相模川水系小沢川通常砂防工事(大月市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
相模川水系滝の沢川通常砂防工事(大月 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
相模川水系テントウ沢通常砂防工事(大月 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円

相模川水系藤沢川通常砂防工事(大月市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
相模川水系むじな沢通常砂防工事(南都留郡道志村)について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
相模川水系平久住沢通常砂防工事(南都留郡道志村)について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
相模川水系一石川通常砂防工事(南都留郡 西桂町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	10,000 千円
相模川水系倉見下沢通常砂防工事(南都留郡西桂町)について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
相模川水系山の神川通常砂防工事(南都留郡富士河口湖町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系芦沢川火山砂防工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円

富士川水系在華入沢火山砂防工事(山梨 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	50,000 千円
富士川水系不動沢火山砂防工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円
富士川水系米山沢川火山砂防工事(北杜 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	10,000 千円
富士川水系小麦沢火山砂防工事(北杜市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円
富士川水系小川久保川火山砂防工事(北杜 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
富士川水系菅口沢火山砂防工事(甲斐市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	40,000 千円
富士川水系吉沢火山砂防工事(甲斐市)に ついて請負契約を締結すること。	令和5年度	10,000 千円
相模川水系朝沢火山砂防工事(南都留郡山 中湖村)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	10,000 千円
相模川水系大洞沢火山砂防工事(南都留郡 山中湖村)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	10,000 千円

五条地区地すべり対策工事(南巨摩郡身延 町)について請負契約を締結すること。	令和5年度	7,000 千円
鹿島地区地すべり対策工事(南巨摩郡富士 川町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	7,000 千円
楽山地区急傾斜地崩壊対策工事(都留市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	27,000 千円
万力地区急傾斜地崩壊対策工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	17,000 千円
若林地区急傾斜地崩壊対策工事(山梨市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	27,000 千円
殿畑地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	27,000 千円
松山地区急傾斜地崩壊対策工事(大月市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
七里岩地区急傾斜地崩壊対策工事(韮崎市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	67,000 千円

越道地区急傾斜地崩壊対策工事(韮崎市) について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	37,000 千円
上八巻・馬場地区急傾斜地崩壊対策工事 (北杜市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	41,000 千円
中村地区急傾斜地崩壊対策工事(甲斐市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	67,000 千円
奥平地区急傾斜地崩壊対策工事(上野原 市)について請負契約を締結すること。	令和5年度	27,000 千円
丸林地区急傾斜地崩壊対策工事(甲州市) について請負契約を締結すること。	令和5年度	27,000 千円
神明脇地区急傾斜地崩壊対策工事(西八代 郡市川三郷町)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	47,000 千円
薬袋地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 早川町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	47,000 千円
横道地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	47,000 千円

	Τ	
久保地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	87,000 千円
湯町地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	27,000 千円
根子地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 身延町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	27,000 千円
小田船原地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	47,000 千円
十島地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 南部町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	27,000 千円
西根熊地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡南部町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	20,000 千円
町屋地区急傾斜地崩壊対策工事(南巨摩郡 南部町)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	37,000 千円

鳴沢地区急傾斜地崩壊対策工事(南都留郡 鳴沢村)について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	40,000 千円
桑留尾地区急傾斜地崩壊対策工事(南都留郡富士河口湖町)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 1 工区(甲府市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	90,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 2 工区(甲府市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和5年度	30,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 1 工区(甲府市)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	80,000 千円
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事 2 工区(甲府市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	120,000 千円
都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。	令和 5 年度	90,000 千円

都市計画道路太田町蓬沢線道路改良工事 (甲府市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	80,000 千円
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事 (甲府市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	120,000 千円
都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事 (甲府市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	120,000 千円
都市計画道路高畑町昇仙峡線道路改良工事 (甲府市) について用地取得及び物件移転 補償契約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道 路改良工事(甲府市)について請負契約を 締結すること。	令和 5 年度	400,000 千円
都市計画道路新環状・緑が丘アクセス線道 路改良工事(甲府市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事(甲府市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	120,000 千円

都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事1工区(甲府市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。	令和5年度	90,000 千円
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良 工事2工区(甲府市)について用地取得及 び物件移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	120,000 千円
都市計画道路丸の内二丁目竜王駅前線電線 共同溝工事(甲府市)について請負契約を 締結すること。	令和 5 年度	120,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 1 工区(山梨市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	10,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 2 工区(山梨市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	5,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 3 工区(山梨市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	15,000 千円
都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 4 工区(山梨市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	15,000 千円

都市計画道路山梨市駅南線道路改良工事 (山梨市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路塩部町開国橋線電線共同溝工 事(甲斐市)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	120,000 千円
都市計画道路滝坂下今井線電線共同溝工事 (甲斐市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	120,000 千円
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 1工区(甲斐市)について請負契約を締結 すること。	令和5年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 2工区(甲斐市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線電線共同溝工事 3工区(甲斐市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 1 工区(甲斐市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和5年度	60,000 千円

都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 2 工区(甲斐市)について用地取得及び物件 移転補償契約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 1 工区(甲斐市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 2 工区(甲斐市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	200,000 千円
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事 3 工区(甲斐市)について請負契約を締結す ること。	令和5年度	200,000 千円
都市計画道路島上条山宮線電線共同溝工事 (甲斐市) について請負契約を締結するこ と。	令和5年度	120,000 千円
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事 1工区(甲斐市)について請負契約を締結 すること。	令和5年度	120,000 千円
都市計画道路桜井町敷島線電線共同溝工事 2工区(甲斐市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	120,000 千円

124

都市計画道路石和温泉駅前線電線共同溝工 事(笛吹市)について請負契約を締結する こと。	令和5年度	70,000 千円
小瀬スポーツ公園照明設備改修工事(甲府市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	120,000 千円
小瀬スポーツ公園陸上競技場スタンド棟改 修工事(甲府市)について請負契約を締結 すること。	令和 5 年度	20,000 千円
小瀬スポーツ公園野球場改修工事(甲府 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	60,000 千円
小瀬スポーツ公園野球場スタンド棟改修工 事(甲府市)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	20,000 千円
小瀬スポーツ公園武道館改修工事(甲府 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	80,000 千円
小瀬スポーツ公園給水施設改修工事(甲府 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
釜無川スポーツ公園屋外トイレ改修工事 (甲斐市) について請負契約を締結するこ と。	令和 5 年度	30,000 千円

舞鶴城公園外壁改修工事(甲府市)につい て請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
富士北麓公園野球場改修工事(富士吉田 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
笛吹川フルーツ公園フルーツミュージアム 改修工事(山梨市)について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	80,000 千円
笛吹川フルーツ公園水槽棟改修工事(山梨 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	40,000 千円
笛吹川フルーツ公園野外ステージ設備改修 工事(山梨市)について請負契約を締結す ること。	令和 5 年度	30,000 千円
富士川クラフトパークカヌー場管理棟・屋 外トイレ改修工事(南巨摩郡身延町)につ いて請負契約を締結すること。	令和5年度	20,000 千円
富士川クラフトパーク休養施設改修工事 (南巨摩郡身延町) について請負契約を締 結すること。	令和 5 年度	50,000 千円
富士川クラフトパーク橋梁改修工事(南巨 摩郡身延町)について請負契約を締結する こと。	令和 5 年度	60,000 千円

第 21 号

	2	
•		

富士川クラフトパーク非常用電源設備設置 工事(南巨摩郡身延町)について請負契約 を締結すること。	令和5年度	80,000 千円
富士川クラフトパーク照明設備改修工事 (南巨摩郡身延町)について請負契約を締 結すること。	令和5年度	60,000 千円
桂川ウェルネスパーク遊具改修工事(大月 市)について請負契約を締結すること。	令和 5 年度	30,000 千円
県営住宅使用料納入通知書の印刷等につい て委託契約を締結すること。	令和 5 年度	2,028 千円
令和4年度小学校教員確保推進事業に係る 奨学金返還支援の対象者に対し助成するこ と。	令和4年度から 令和16年度まで	25,680 千円
運転者管理システムの移行及び関連機器等 の改修について委託契約を締結すること。	令和4年度から 令和5年度まで	428,737 千円

第 4 表 地 方 債 (単位千円)

起	債	の	B	的	限	度額	起	債	の	方	法	利	率	償	還	の	方	法
農		地		費	1,8	326,000	普は	通債	貸券	借発	又行	(利方人に利し後は、	見直し で借り る資金	政府資金については、その融資条件により、 行その他の場合には、その債権者と協定する のとする。ただし、財政その他の都合により 置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰」 還又は低利に借換えをすることができる。				協定するも 合により据 には繰上償
林		業		費	1,8	335,000	同				上	同	上	同				上
道	路 橋	り	ょう	費	8,2	265,000	同				上	同	上	同				上
河	Ш	砂	防	費	2,3	397,000	同				上	同	上	同				上
都	市	計	画	費	1,6	649,000	同				上	同	上	同				上
住		宅		費	4	165,000	同				上	同	上	同				上
国国	直轄事	事業費	貴負担	日金	3,5	535,000	同				上	同	上	同				上

198	2
1	

災害復旧費	1,151,000	同	上	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	85,000	同	上	同	上	同	上
公共施設等長寿命化等 事 業 費	4,201,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸 付 金	4,000	同	上	同	上	同	上
福祉プラザ改修費	5,000	同	上	同	上	同	上
障害児(者)施設整備費	8,000	同	上	同	上	同	上
県立病院機構貸付金	1,051,000	同	上	同	十	同	上
愛宕山こどもの国整備費	298,000	同	上	同	十	同	上
自然公園施設整備費	70,000	同	上	同	十	同	上
北岳山荘整備費	155,000	同	上	同	上	同	上
西沢渓谷歩道改修費	40,000	同	上	同	上	同	上
総合農業技術センター 整備費	556,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	5,095,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	723,000	同	上	同	上	同	上

河川等整備事業費	5,839,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	156,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等整備費	126,000	同	上	同	上	同	上
警察本部庁舎等整備費	3,000	同	上	同	上	同	上
警察官待機宿舎整備	4,000	同	上	同	上	同	上
警 察 へ リ コ プ タ ー テレビシステム整備費	117,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	186,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	8,438,000	同	上	同	上	同	上
計	47,783,000						

第 22 号

令和 4 年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,565,327 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

	列义 ノ	<u> </u>			,					
		款					項		金	額
1	分担	旦金 及 🤅	び負	担金						5,000
					1	負	担	金		5,000
2	使月	月料 及 词	び手	数料						1,985,782
					1	使	用	料		1,985,782
3	県	支	出	金						1,576,277
					1	県	補 助	金		1,576,277
4	財	産	収	入						2,298,964
					1	財	産 運 用 収	入		1,952,931
					2	財	産 売 払 収	入		346,033
5	寄	附	-	金						6,001
					1	寄	附	金		6,001
6	繰	越		金						892,763

			1 繰	越金	892,763
7 諸	省 収	入			3,528
			1 受託	事 業 収 入	560
			2 延滞金	、加算金及び 料	1
			3 雑	入	2,967
8 県	Į.	債			797,012
			1 県	債	797,012
	歳	入	合	計	7,565,327

		款				項		金	額
1	管	理	費						880,552
				1	管	理	費		880,552
2	事	業	費						3,128,613
				1	事	業	費		3,128,613
3	交	付	金						2,259,426
				1	交	付	金		2,259,426
4	公	債	費						985,736
				1	公	債	費		985,736
5	繰	出	金						310,000
				1	一 舟	设会計線	出金		310,000
6	予	備	費						1,000
				1	予	備	費		1,000

歳 出 合 計 7,565,327

第2表 地方債

起	債	の	目的	勺	限	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償	還	Ø	方	法
林		道	#J	お子	Ę	514,0	000	普は	通債	貸券	借発	又行	(利方入に利し後は、	び見でるいの行お当後 以し直借資て見っい該の 内、しり金、直たて見利	政府資金については、その融資条件によ 行その他の場合には、その債権者と協定 のとする。ただし、財政その他の都合は 置期間及び償還期限を短縮し、若しくは 還又は低利に借換えをすることができる			協定するも 合により据 くは繰上償	
林立	道 災:	害復	旧費	ŧ		37,0	000	同				上	同	上	同				上
借	;	換	債	ŧ	6	246,0	012	同				上	同	上	同				上
	İ	計			7	797,0	012												

第 23 号

令和 4 年度山梨県災害救助基金特別会計予算

令和4年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 257.581 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円) 歳 入

		款				項		金	額
1	国	庫・支	支 出	金					74,097
					1 国	庫 負 担	金金		74,097
2	財	産	収	入					11
					1 財 i	産運用」	収入		11
3	繰	J		金					102,473
					1 繰	入	金		102,473
4	県			債					81,000
					1 県		債		81,000
		歳	7	(合	計			257,581

第2表 地 方 債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償	還	Ø	方	法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定める ところによる。	無 利 子	災害救助法	の定める	るところに	こよる。	
計	81,000							

第 24 号

令和 4 年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和4年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 119,249千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

. 142 —

第1表 歳入歳出予算歳 入

		款			項		金	額
1	繰	入	金					1,272
				1 繰	入	金		1,272
2	繰	越	金					64,668
				1 繰	越	金		64,668
3	諸	収	入					53,309
				1 貸付	金元利	収入		53,303
				2 雑		入		6
		歳	入	合	計			119,249

歳出

		款			項	金	額
1	母 福	子 父 子	寡 婦 費				113,406
				1 母子父	子寡婦福祉費		113,406
2	公	債	費				3,340
				1 公	债 費		3,340
3	繰	出	金				2,503
				1 一般会	会計繰出金		2,503
		歳	出	合	計		119,249

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
令和 4 年度に母子父子寡 て貸付けを決定すること		令和5年度から 令和9年度まで				101,448 千円

第 25 号

令和 4 年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

令和4年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,251,784 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円) 歳 入

		款			項		金	額
1	繰	越	金					515,659
				1 繰	越	金		515,659
2	諸	収	入					1,086,125
				1 貸付	金償道	爱 金		1,086,125
3	県		債					650,000
				1 県		債		650,000
		歳	入	合	計			2,251,784

歳出

款	項	金	額
1 中小企業近代化 1 資 金 貸 付 金			2,251,784
	1 中小企業近代化 資金貸付金		2,251,784
歳出	合 計		2,251,784

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
公益財団法人やまなし産 和4年度において、県及 借入金並びに自己資金に 小企業設備貸与事業につ 場合、同機構に対しその と。	び金融機関からの より行う県単独中 いて損失を生じた	令和4年度から 令和14年度まで		額(遅延利息含む	3。)の45%以口	千円の元利合計金 内(リースにあっ 40,000 千円を除い

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債	の <u>;</u>	方法	利	率	償	還	の	方	法
小 規 模 企 業 者 等 設備導入資金貸付金	650,000	普	鱼	借	0.5 %	以内	独立行政治 資条件によ		企業基盤勢	整備機構の	D定める融
計	650,000										

第 26 号

令和 4 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,000,358 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 歳 入

		款			項		金	額
1	繰	入	金					800,000
				1 繰	入	金		800,000
2	繰	越	金					73,789
				1 繰	越	金		73,789
3	諸	収	入					1,126,569
				1 貸付	金元利	収入		1,126,569
		歳	入	合	計			2,000,358

款	項	金
1 市町村振興資金 1 貸 付 金		2,000,358
	1 資 金 貸 付 金	2,000,358
歳出	合 計	2,000,358

第 27 号

令和 4 年度山梨県県税証紙特別会計予算

令和4年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,093,025 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 歳 入

(単位千円)

		款	7						項				金		割	Ą
1	県	税証	E 紙	収	入											1,093,024
						1	県	税	証	紙	収	入				1,093,024
2	繰		越		金											1
						1	繰		起	芨		金				1
		歳		入		•	合		į	計						1,093,025

歳出

	款			項	金	額
1 繰	出	金				1,093,025
			1 一般	会計繰出金		1,093,025
	歳	出	合	計		1,093,025

第 28 号

令和 4 年度山梨県集中管理特別会計予算

令和4年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 101,837,989 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円) 歳 入

		款			項		金	額
1	使力	用料及び	手数 料					54,120
				1 使	用	料		54,120
2	繰	入	金					39,691
				1 繰	入	金		39,691
3	諸	収	入					101,744,178
				1 振	替 収	入		101,744,178
		歳	入	合	計			101,837,989

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		24,520
	1 自動車管理費	24,520
 2 給 与 管 理 費 		101,719,300
	1 給 与 管 理 費	101,719,300
3 通信管理費		74,294
	1 通 信 管 理 費	74,294
4 車両燃料管理費		19,875
	1 車両燃料管理費	19,875
歳出	合 計	101,837,989

第 29 号

令和 4 年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和4年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 84,089 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円) 歳 入

		款				項		金	額
1	繰	入	金						1,585
				1 Å	襙	入	金		1,585
2	繰	越	金						53,157
				1 }	繰	越	金		53,157
3	諸	収	入						29,347
				1 1	貸	付 金 償 還	金		29,345
				2 =	維		入		2
		歳	入	合	•	計			84,089

	款			項			金	額
1	林 業 · 木 材 産 業 改 善 資 金 貸 付 金							72,588
		1 資	金	貸	付	金		72,588
2	木材産業等高度化推進資金貸付金							11,501
		1 資	金	貸	付	金		11,501
	歳出	合		計				84,089

第 30 号

令和 4 年度山梨県公債管理特別会計予算

令和4年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,704,123 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

-168 -

第1表 歳入歳出予算 (単位千円) **歳 入**

		款			Į	 頁	金	額
1	財	産	収	入				99,947
					1 財産	軍 用 収 入		99,947
2	繰		入	金				78,430,185
					1 一般会	計繰入金		71,565,512
					2 基 金	繰 入 金		6,864,673
3	県			債				46,173,991
					1 県	債		46,173,991
		歳		入	合	計		124,704,123

歳出

	款 項						金	額		
1	1 公 債 費			費						124,604,176
					1	公	債	費		124,604,176
2	諸	支	出	金						99,947
					1	県債	管理基金和	責立金		99,947
	歳 出		合 計					124,704,123		

起	債	の	目	的	限月	度	額	起	債	の	方	法	利	率	償	還	の	方	法
借		換		債	46,1'	73,9	991	普は	通債	貸券	借発	又行	(利方入に利し後は、	分ご見でるいの行お当後以し直借資て見っい該の内、しり金、直たて見利	行その他 のとする 置期間及	の場合に <i>し</i> 。ただし、	は、その債 財政その 限を短縮し	養権者と協 の他の都合 し、若しく	こより 、 る 会定に は まま は は は る。
		計			46,17	73,9	991												

第 31 号

令和 4 年度山梨県国民健康保険特別会計予算

令和4年度山梨県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 74,740,203 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位千円) 歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		48,124,601
	1 負 担 金	48,124,601
2 国 庫 支 出 金		21,126,181
	1 国 庫 負 担 金	15,209,297
	2 国 庫 補 助 金	5,916,884
3 財産収入		33
	1 財産運用収入	33
4 繰 入 金		4,837,119
	1 一般会計繰入金	4,837,119
5 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
6 諸 収 入		52,269

-	
	0
_	4

	1 貸付	金償還金	52,269
歳 入	合	計	74,740,203

		款			項	金	額
1	総	務	費				46,172
				1	総務管理費		45,806
				2	国民健康保険運営協 議 会 費		366
2	保 交	険 給 付 動 付	登 等金				59,295,251
				1	保険給付費等交付金		59,295,251
3	介	護 納 付	金				4,255,450
				1	介 護 納 付 金		4,255,450
4	前其	引高齢 者納	付 金				23,178
				1	前期高齢者納付金		23,178
5	後其	明高齢者支	援 金				10,867,118
				1	後期高齢者支援金		10,867,118
6	病』	末 転 換 支 拮	援 金				374

	1 病床転換支援金	374
7 共同事業拠出金		138,702
	1 共同事業拠出金	138,702
8 保 健 事 業 費		61,656
	1 保 健 事 業 費	61,656
9 諸 支 出 金		52,302
	1 国民健康保険財政 安定化基金積立金	52,302
歳出	合 計	74,740,203

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
糖尿病性腎症重症化予防 について委託契約を締結		令和5年度から 令和6年度まで				72,486 千円
各市町村のデータヘルス る業務について委託契約		令和5年度				4,092 千円

第 32 号

令和 4 年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

5.672.669 壬円

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 461,124,650 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第1款 電気事業収益

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	_
収	
48	\sim

为1000000000000000000000000000000000000	0,012,000	
第1項 営 業 収	益 4,954,624 日	千円
第2項 財務収	益 10,093 日	千円
第3項 事業外収	益 707,922 日	千円
第4項 特 別 利	益 30 月	千円
	ılı	
支	出	
第1款 電気事業費用	五 5,007,814 日	千円
	5,007,814	
第1款 電気事業費用 第1項 営 業 費	5,007,814	千円
第1款 電気事業費用 第1項 営 業 費	5,007,814 日 用 4,166,075 日 用 3,898 日	千円 千円

第4項 特 別 損 失 第5項 予 備 費

30 千円

5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,151,104 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 202,195 千円、減債積立金 94,910 千円、建設改良積立金 368,040 千円、中小水力発電開発改良積立金 286,976 千円、地域文化振興等積立金 1,019,450 千円及び過年度分損益勘定 留保資金 3,179,533 千円で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 資	資本的収入	48,145 千円
第1項	固定資産売却代金	10 千円
第2項	長期貸付金償還金	38,135 千円
第3項	国 庫 補 助 金	10,000 千円
	支 出	
第1款 資	資本的支出	5,199,249 千円
第1項	水力発電所建設費	202,000 千円
第2項	小水力発電所建設費	200,000 千円
第3項	水力発電設備改良費	3,029,132 千円
第4項	業務設備改良費	27,977 千円
第5項	事業外設備改良費	980,450 千円
第6項	水力発電地点等開発調査費	45,980 千円

第7項 水力発電設備改良調査費 118,800 千円

第8項 企 業 債 償 還 金 94,910 千円

第 9 項 繰 出 金 500,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	事業名 総額		年 割 額
		発電総合制御所 監視制御システム 改 修 事 業		令和4年度	
1 電気事業費用	1 営業費用		122,510 千円	令和5年度	
		以修事未		令和6年度	122,510 千円
	小 水 力 2 発 電 所	深城第二発電所建 設 事 業	440,000 千円 -	令和4年度	
	建設費		440,000 [7]	令和5年度	440,000 千円
1 資本的支出	5 出	▼ 房 45 人 Aul 45m 元		令和4年度	
	3 水力発電 設備改良費	発電総合制御所 監視制御システム 改 修 事 業	450,780 千円	令和5年度	360,624 千円
		N P T A		令和6年度	90,156 千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
水力発電施設の設計約を締結すること。	業務について委託契	令和4年度か 令和5年度ま				55,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費等

1,022,289 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、305,794 千円と定める。

第 33 号

令和 4 年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 湯 口 数

468 □

(2) 年間総給湯量

656,200 立方メートル

(3) 一日平均給湯量

1.798 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第1款
 温泉事業収益
 132,233 千円

 第1項
 営業収益
 126,361 千円

 第2項
 営業外収益
 5,862 千円

 第3項
 特別利益
 10 千円

支 出

第 1 款 温泉事業費用 156,454 千円

第1項 営 業 費 用 149,182 千円

第 2 項 営 業 外 費 用 5,932 千円

- 182 -

第3項 特 別 損 失

340 千円

第4項 予 備 費

1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,648 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額378 千円、建設改良積立金27,500 千円及び過年度分損益勘定留保資金3,770 千円で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入

10 千円

第1項 固定資産売却代金

10 千円

支 出

第1款 資本的支出

31,658 千円

第1項 温泉事業設備改良費

31,658 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職員給与費等

30,222 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,202 千円と定める。

第 34 号

令和 4 年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員

第1款 地域振興事業収益

184,950 人

140,438 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
1/	/ \

						•
第1項	営	業	収	益		140,400 千円
第2項	営	業夕	卜収	益		28 千円
第3項	特	別	利	益		10 千円
			支		出	
第1款 均	也域技	辰興事	業費	聞		124,537 千円
第1項	営	業	費	用		116,225 千円
第2項	営	業夕	↓ 費	用		7,302 千円
第3項	特	別	損	失		10 千円
第4項	予	俿	育	費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 66,126 千円 は、過年度分損益勘定留保資金 49,327 千円及び当年度分損益勘定留保資金 16,799 千円で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入 10 千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

支 出

第 1 款 資本的支出 66,136 千円

第1項 地域振興事業設備改良費 27,000 千円

第2項 他会計借入金償還金 38,136 千円

第 3 項 予 備 費 1,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間

第 35 号

令和 4 年度山梨県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度山梨県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量

47,674,000 m³

(2) 1日平均処理水量

130,614 m³

(3) 流域関連市町村数

19 市町村

(4) 建 設 改 良 費

1,890,878 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益

8,500,736 千円

第1項 営 業 収 益

3,604,515 千円

第2項 営業外収益

4,896,217 千円

第3項 特 別 利 益

4 千円

支 出

第1款 下水道事業費用

8,442,147 千円

第1項 営 業 費 用

8,326,247 千円

第 2 項営業外費用114,899 千円第 3 項特別損失1 千円第 4 項予備費1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,226,706 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,691 千円、過年度分損益勘定留保資金760,559 千円及び当年度分損益勘定留保資金409,456 千円で補塡するものとする。)。

			٩X		/		
第1款	資本的	勺収刀					1,888,559 千円
第1項	企		当	É		債	383,000 千円
第2項	国	庫	袝	甫	助	金	1,007,500 千円
第3項	市	町	村	負	担	金	435,029 千円
第4項	他	会	計	補	助	金	63,030 千円
			支		님	<mark>ዜ</mark>	

ılτ

第1款 資本的支出 3,115,265 千円 第1項 建 設 改 良 費 1,890,878 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金 1,224,387 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
釜無川流域下水道建設 浄化センター1系最初 事(南巨摩郡富士川町) 約を締結すること。	沈殿池設備更新工	令和5年度から 令和6年度まで				270,000 千円
釜無川流域下水道建設 浄化センター1系最初 更新工事(南巨摩郡富 請負契約を締結するこ	沈殿池かき寄せ機 士川町)について	令和5年度から 令和6年度まで				210,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度	額	起債の方法	利	率	償	還	Ø	方	法
建設改良費	383,00	0千円	普通貸借又 は債券発行	5.0 作为人に利し後は直率%だ見でるいの行お当後の行お当後	し直告資で見っい亥	政府資金につい には、その債権 の都合により提 還又は低利に借	重者と協定す 居置期間及で	するものとす び償還期限を	る。ただし 短縮し、若	、財政その他
計	383,00	0千円								

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の

金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 178,627 千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,494,608 千円である。